

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 三恵印刷株式会社（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

# 大分県報

令和七年  
号外 (七四)  
十二月十九日  
(金曜日)

## 目次

### 規則

- 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部改正.....一  
宿日直手当の額を定める規則の一部改正.....一  
技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正.....一  
災害救助法施行細則の一部改正.....一  
大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則の一部改正.....一  
大分県母子父子寡婦福祉法施行規則の一部改正.....一〇  
大分県立工科短期大学校管理規則の一部改正.....一一  
大分県立工科短期大学校授業料等徴収規則の一部改正.....一一

### ○規則

### 則

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月十九日

大分県知事 佐藤樹一郎

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宿日直手当の額を定める規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

### 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県人事委員会規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三の項の原因の欄のイ中「現住居」の下に「又は単身赴任手当の支給に係る配偶者等（職員の単身赴任手当の支給に関する規則（平成二年大分県人事委員会規則第四号）第五条第四号に規定する配偶者等をいう。）の現住居」を加え、「復旧作業」を「復旧作業等」に改め、同欄中口をハとし、イの次に次のように加える。

大分県規則第五十九号

令和七年十二月十九日

大分県報号外（規則）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宿日直手当の額を定める規則の規定は、令和七年十一月十八日から適用する。

宿日直手当の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和七年十二月十九日

大分県知事 佐藤樹一郎

大分県規則第六十号

### 宿日直手当の額を定める規則の一部を改正する規則

宿日直手当の額を定める規則（昭和三十一年大分県規則第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「四千四百円」を「四千七百円」に改め、同条ただし書中「二千二百円」を「二千三百五十円」に改める。

第二条中「二万円」を「二万二千五百円」に改め、同条ただし書中「一万五百円」を「一万一千二百五十円」に改める。  
第三条中「七千四百円」を「七千七百円」に改め、同条ただし書中「三千七百円」を「三千八百五十円」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宿日直手当の額を定める規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月十九日

大分県知事 佐藤樹一郎

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則（昭和三十二年大分県規則第七十一号）の一部

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（昭和三十二年大分県規則第七十一号）の一部

令和七年十二月十九日

大分県報号外（規則）

令和七年十二月十九日

大分県報号外（規則）

を次のように改正する。

第五条第二項第一号の表中「十七年」を「十六年」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

## イ 技能労務職給料表(一)

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
令和七年十二月十九日	1	199,000	241,300	261,400	292,700	320,200
	2	200,700	242,100	262,300	293,400	321,500
	3	202,400	242,900	263,200	294,100	322,800
	4	204,100	243,600	264,100	294,600	324,000
	5	205,800	244,300	265,100	295,200	324,900
	6	207,500	245,000	266,000	295,800	326,100
	7	209,100	245,800	267,000	296,400	327,300
	8	210,700	246,500	267,900	296,900	328,400
	9	212,300	247,300	268,800	297,400	329,400
	10	213,800	248,000	269,600	298,000	330,400
	11	215,300	248,700	270,300	298,600	331,600
	12	216,700	249,300	270,700	299,000	332,700
	13	218,100	250,000	271,300	299,400	333,700
	14	219,600	250,400	271,700	299,900	334,700
	15	221,100	250,900	272,100	300,300	335,800
	16	222,600	251,300	272,500	300,600	336,900
	17	224,000	251,900	272,900	301,000	337,900
	18	225,500	252,300	273,400	301,400	339,000
	19	226,900	252,800	273,900	301,800	340,100
	20	228,300	253,200	274,500	302,100	341,100
	21	229,700	253,500	275,200	302,400	342,100
	22	230,700	253,800	275,800	302,800	343,100
	23	231,800	254,100	276,400	303,200	344,000
	24	232,900	254,400	277,200	303,500	345,000
	25	233,900	254,900	278,000	303,800	346,000
	26	234,700	255,400	278,800	304,200	346,900
	27	235,600	255,800	279,300	304,500	347,900
	28	236,400	256,300	280,000	305,000	348,900
	29	237,300	256,800	280,800	305,300	349,900
	30	238,100	257,300	281,500	305,800	350,900
	31	238,900	257,700	282,200	306,200	351,900
	32	239,700	258,100	282,800	306,700	352,800
	33	240,500	258,400	283,500	307,200	353,700
	34	241,000	258,900	284,200	307,600	354,600
	35	241,500	259,400	284,900	308,100	355,400
	36	242,000	259,800	285,500	308,600	356,300
	37	242,600	260,200	286,100	309,100	357,200
	38	243,100	260,700	286,800	309,700	358,300
	39	243,600	261,100	287,400	310,300	359,300
	40	244,100	261,500	287,900	311,000	360,200
	41	244,600	261,900	288,300	311,500	361,100
	42	244,900	262,300	288,800	312,000	362,000
	43	245,200	262,800	289,200	312,600	362,900
	44	245,600	263,100	289,600	313,100	363,700
	45	246,000	263,400	290,100	313,600	364,500
	46	246,400	263,800	290,600	314,100	365,300
	47	246,800	264,200	291,100	314,700	366,100
	48	247,200	264,500	291,400	315,300	366,800
	49	247,500	264,900	291,800	315,900	367,500
	50	247,800	265,300	292,200	316,600	368,300

令和七年十二月十九日

大分県報号外  
(規則)

四

	51	248,100	265,600	292,600	317,300	369,100
	52	248,400	265,900	293,100	318,000	369,700
	53	248,600	266,300	293,400	318,600	370,400
	54	248,900	266,600	293,800	319,300	371,000
	55	249,200	266,900	294,300	319,900	371,700
	56	249,500	267,300	294,800	320,500	372,400
	57	249,700	267,600	295,200	321,100	373,000
	58	250,000	267,900	295,800	321,800	373,500
	59	250,300	268,200	296,300	322,500	374,000
	60	250,500	268,500	296,900	323,100	374,500
	61	250,700	268,800	297,500	323,600	374,900
	62	251,000	269,100	298,000	324,100	
	63	251,300	269,400	298,600	324,700	
	64	251,500	269,700	299,100	325,300	
定年	65	251,800	269,900	299,600	325,900	
前再	66	252,100	270,200	300,100	326,300	
任用	67	252,400	270,500	300,600	326,700	
短時	68	252,600	270,700	301,100	327,200	
間勤	69	252,800	270,900	301,500	327,500	
務職	70	253,100	271,200	301,900	328,000	
員以	71	253,400	271,500	302,300	328,500	
外の	72	253,600	271,700	302,700	328,900	
職員	73	253,800	271,900	303,100	329,100	
	74	254,100	272,200	303,400	329,400	
	75	254,400	272,500	303,800	329,600	
	76	254,600	272,700	304,200	329,900	
	77	254,800	272,900	304,700	330,200	
	78	255,100	273,200	305,100	330,500	
	79	255,400	273,500	305,500	330,800	
	80	255,600	273,700	305,900	331,000	
	81	255,800	273,900	306,200	331,300	
	82	256,100	274,200	306,700	331,600	
	83	256,300	274,500	307,100	331,900	
	84	256,600	274,700	307,600	332,100	
	85	256,800	274,900	307,900	332,300	
	86	257,000	275,100	308,400	332,500	
	87	257,300	275,400	308,900	332,800	
	88	257,600	275,700	309,200	333,100	
	89	257,800	275,900	309,600	333,300	
	90	258,100	276,100	310,100	333,600	
	91	258,400	276,400	310,600	333,900	
	92	258,600	276,600	311,100	334,100	
	93	258,800	276,900	311,400	334,300	
	94	259,100	277,200	311,800	334,600	
	95	259,400	277,500	312,200	334,900	
	96	259,600	277,700	312,700	335,100	
	97	259,800	277,900	313,100	335,300	
	98	260,100	278,300	313,500		
	99	260,400	278,500	313,800		
	100	260,600	278,800	314,100		
	101	260,800	279,000	314,400		
	102	261,100	279,200	314,800		
	103	261,400	279,500	315,100		
	104	261,600	279,800	315,500		
	105	261,800	280,000	315,800		
	106		280,200	316,200		
	107		280,500	316,600		
	108		280,700	316,800		
	109		281,000	317,000		

令和七年十二月十九日

大分県報号外  
(規則)

	110		281,300	317,300		
	111		281,600	317,600		
	112		281,800	317,800		
	113		282,000	318,000		
	114		282,300	318,300		
	115		282,500	318,600		
	116		282,700	318,800		
	117		283,000	319,000		
	118		283,300	319,300		
	119		283,600	319,600		
	120		283,800	319,800		
	121		284,000	320,000		
	122		284,200	320,300		
	123		284,500	320,600		
	124		284,800	320,800		
	125		285,000	321,000		
	126		285,200	321,300		
	127		285,500	321,600		
	128		285,800	321,800		
	129		286,000	322,000		
	130		286,200			
	131		286,500			
	132		286,800			
	133		287,000			
	134		287,200			
	135		287,500			
	136		287,800			
	137		288,000			

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		207,000	218,100	236,800	258,800	291,300

備考 この表は、平成29年4月1日以後に職員となつた農業技術員（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、定年前再任用短時間勤務職員となつた日の前日にこの表の適用を受けていたものに限る。）その他知事が指定する職員に適用する。

口 技能労務職給料表(二)

職員 の区 分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 187,500	円 277,300	円 281,200	円 307,600	円 330,600
	2	188,600	278,400	283,100	308,800	332,400
	3	189,800	279,400	285,000	310,000	334,100
	4	190,900	280,400	286,900	311,200	335,800
	5	192,000	281,400	288,800	312,500	337,300
	6	193,100	282,400	290,700	313,600	339,000
	7	194,300	283,300	292,600	314,700	340,700
	8	195,400	284,300	294,500	315,900	342,300
	9	196,500	285,300	296,400	317,000	343,800
	10	197,600	286,300	298,300	318,500	345,500
	11	198,900	287,300	300,200	319,900	347,200
	12	200,000	288,300	302,100	321,400	348,800
	13	201,100	289,300	304,000	322,700	350,100
	14	202,800	290,600	305,100	324,100	351,900
	15	204,400	291,900	306,100	325,600	353,500
	16	206,000	293,100	307,100	327,000	355,100
	17	207,500	294,300	308,200	328,400	356,500
	18	209,200	295,600	309,400	329,800	358,300
	19	210,800	296,800	310,500	331,400	359,900
	20	212,400	298,000	311,700	332,700	361,500
	21	213,900	299,000	312,800	333,900	362,900
	22	215,600	300,200	314,100	335,400	364,500
	23	217,300	301,400	315,400	336,900	366,200
	24	219,000	302,700	316,700	338,300	367,800
	25	220,200	304,700	317,900	339,500	369,400
	26	221,800	306,600	319,200	341,100	371,000
	27	223,400	308,500	320,500	342,500	372,500
	28	224,900	310,400	321,800	343,900	374,100
	29	226,500	312,300	323,100	345,300	375,500
	30	228,100	314,200	324,300	346,600	376,600
	31	229,700	316,100	325,600	348,000	377,600
	32	231,300	318,000	326,700	349,300	378,800
	33	232,900	319,900	327,600	350,500	379,800
	34	234,600	321,800	328,900	351,900	380,800
	35	235,900	323,700	330,200	353,100	381,800
	36	237,200	325,600	331,600	354,400	382,800
	37	238,500	327,500	332,700	355,600	383,600
	38	239,600	329,400	334,000	356,500	384,500
	39	240,700	331,400	335,200	357,400	385,300
	40	241,800	333,300	336,400	358,600	386,000
	41	242,900	335,200	337,700	359,700	386,600
	42	244,200	337,100	338,700	360,500	387,300
	43	245,600	339,000	339,800	361,300	388,000
	44	247,000	340,900	340,900	362,100	388,700
	45	248,400	342,800	341,600	362,800	389,200
	46	249,800	344,700	342,500	363,600	389,900
	47	251,200	346,600	343,200	364,300	390,600
	48	252,700	348,500	344,000	365,100	391,300
	49	254,100	350,400	344,800	365,700	391,700
定年 前再 任用	50	255,300	352,300	345,200	366,300	392,200

令和七年十二月十九日

大分県報号外  
(規則)

六

短時 間勤 務職 員以 外の 職員	51	256,600	354,200	345,700	366,800	392,800
	52	257,900	356,100	346,400	367,300	393,500
	53	259,100	358,100	347,200	367,700	393,800
	54	260,300	360,000	347,900	368,300	394,400
	55	261,500	361,900	348,600	368,800	395,100
	56	262,700	363,800	349,200	369,400	395,600
	57	263,800	365,700	349,700	369,700	396,000
	58	264,900		350,300	370,300	396,600
	59	266,000		350,800	370,800	397,200
	60	267,100		351,400	371,300	397,700
	61	268,000		351,700	371,600	398,100
	62	269,000		352,200	372,100	398,700
	63	270,000		352,500	372,600	399,100
	64	271,000		352,900	373,100	399,600
	65	272,000		353,300	373,300	399,900
	66	272,900		353,800	373,800	400,400
	67	273,700		354,300	374,400	400,700
	68	274,600		354,800	374,900	401,100
	69	275,400		355,100	375,200	401,500
	70	276,200		355,500	375,600	401,900
	71	277,000		355,900	376,100	402,200
	72	277,700		356,300	376,500	402,500
	73	278,500		356,600	376,900	402,800
	74	279,300		357,000	377,400	403,200
	75	280,100		357,400	377,800	403,500
	76	280,700		357,900	378,100	403,800
	77	281,400		358,100	378,600	404,100
	78	282,200		358,500	379,000	404,500
	79	282,900		358,900	379,400	404,800
	80	283,600		359,300	379,800	405,100
	81	284,300		359,500	380,300	405,400
	82	285,000		359,800	380,700	405,800
	83	285,700		360,200	381,100	406,100
	84	286,400		360,500	381,400	406,400
	85	287,100		360,800	381,800	406,700
	86	287,700		361,200	382,200	
	87	288,400		361,600	382,600	
	88	289,000		362,000	382,900	
	89	289,700		362,500	383,300	
	90	290,300		362,900	383,700	
	91	291,000		363,300	384,200	
	92	291,700		363,700	384,500	
	93	292,200		364,200	384,900	
	94	292,800		364,600	385,300	
	95	293,400		364,900	385,700	
	96	294,100		365,200	386,000	
	97	294,700		365,600	386,400	
	98	295,300		366,000		
	99	295,900		366,300		
	100	296,600		366,600		
	101	297,200		367,000		
	102	297,800		367,400		
	103	298,300		367,700		
	104	298,800		368,000		
	105	299,300		368,400		
	106	299,900		368,800		
	107	300,400		369,100		
	108	301,000		369,400		
	109	301,400		369,800		

令和七年十二月十九日

大分県報号外(規則)

七

	110	301,900				
	111	302,400				
	112	303,000				
	113	303,500				
	114	303,900				
	115	304,200				
	116	304,500				
	117	304,800				
	118	305,100				
	119	305,300				
	120	305,600				
	121	305,800				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額					円
						261,500

備考 この表は、技能労務職給料表(一)の適用を受けない職員に適用する。

令和七年十二月十九日

大分県報号外  
(規則)

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五条第二項第一号の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別表第一の規定は、令和七年四月一日から適用する。
- 3 職員の給料の切替え及びその切替えに伴う措置その他この規則の施行に関し必要な事項については、一般職員の例による。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第六十二号

### 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年大分県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の（三）中「三五〇円」を「三六〇円」に改め、同表の一の2の（一）の（2）中「六、八八三、〇〇〇円」を「七、〇八九、〇〇〇円」に改め、同表の二の1の（三）中「一、三三〇円」を「一、三九〇円」に改め、同表の三の（三）のイの表中「一九、八〇〇円」を「二〇、三〇〇円」に、「三五、四〇〇円」を「二六、一〇〇円」に、「三七、七〇〇円」を「三八、七〇〇円」に、「四五、〇〇〇円」を「四六、二〇〇円」に、「五七、〇〇〇円」を「五八、五〇〇円」に、「八、三〇〇円」を「八、五〇〇円」に、「三三、八〇〇円」を「三三、七〇〇円」に、「四一、四〇〇円」を「四三、五〇〇円」に、「五九、〇〇〇円」を「六〇、六〇〇円」に、「六九、〇〇〇円」を「七〇、九〇〇円」に、「八七、〇〇〇円」を「八九、三〇〇円」に、「一二、〇〇〇円」を「一二、三〇〇円」に改め、同表の三の（三）のロの表中「六、五〇〇円」を「六、七〇〇円」に、「八、七〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、七〇〇円」に、「一三、六〇〇円」を「一六、三〇〇円」に、「一九、四〇〇円」を「一九、九〇〇円」に、「二三、〇〇〇円」を「二三、六〇〇円」に改め、同表の六の1の（二）中「五一、五〇〇円」を「五三、九〇〇円」に改め、同表

の六の2の（二）の（1）中「七一七、〇〇〇円」を「七三九、〇〇〇円」に改め、同表の六の2の（二）の（2）中「三四八、〇〇〇円」を「三五八、〇〇〇円」に改め、同表の八の（三）の（2）中「五、二〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、八〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、三〇〇円」に改め、同表の九の（三）中「三三六、一〇〇円」を「二三三、二〇〇円」に、「一八〇、八〇〇円」を「一八五、七〇〇円」に改め、同表の十の2の（四）の（1）中「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に改め、同表の十の2の（四）の（2）中「五、七〇〇円」を「五、九〇〇円」に改め、同表の十一の（二）中「一四〇、〇〇〇円」を「一四三、九〇〇円」に改める。

別表第一の一の1を次のように改める。

1 日当

(一) 医師及び歯科医師 一人一日二三、七〇〇円以内	(二) 薬剤師 一人一日二六、六〇〇円以内	(三) 保健師及び助産師 一人一日一六、四〇〇円以内	(四) 看護師 一人一日二六、三〇〇円以内	(五) 准看護師 一人一日一五、二〇〇円以内	(六) 診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 一人一日一六、四〇〇円以内	(七) 救急救命士 一人一日一五、二〇〇円以内	(八) 歯科衛生士 一人一日一六、一〇〇円以内	(九) 土木技術者及び建築技術者 一人一日一七、二〇〇円以内	(十) 大工 一人一日二七、〇〇〇円以内	(十一) 左官 一人一日二六、八〇〇円以内	(十二) とび職 一人一日二六、三〇〇円以内
----------------------------	-----------------------	----------------------------	-----------------------	------------------------	--	-------------------------	-------------------------	--------------------------------	----------------------	-----------------------	------------------------

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第六十三号

大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則の一部を改正する規



第三十二号様式中「(イ)」及び

福祉事務所長

印

を削

第三十三号様式及び第三十四号様式中「(イ)」を削る。

第三十五号様式中「(イ)」を削る。

第三十六号様式及び第三十七号様式中「(イ)」を削る。

第三十八号様式及び第三十九号様式中「(イ)」を削る。

第四十号様式及び第四十一号様式中「(イ)」を削る。

第四十二号様式中「(イ)」を削り、「連帯保証人」を「保証人」に改める。

第四十三号様式中「(イ)」を削る。

第四十四号様式中「(イ)」を削り、

印鑑	申請者との続柄
※	

印鑑	申請者との続柄
※	

大分県規則第六十六号

### 大分県立工科短期大学校授業料等徴収規則の一部を改正する規則

大分県立工科短期大学校授業料等徴収規則（平成九年大分県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、授業料」の下に「、聴講料」を加える。

第四条第一項中「授業料」の下に「及び聴講生の聴講料」を加え、同条第八項中「受講申込書の際に」を「受講決定の日から起算して十五日以内に」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

大分県立工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第六十五号

### 大分県立工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則

大分県立工科短期大学校管理規則（平成九年大分県規則第六十九号）の一部を次のように

改正する。

目次中「第三章 研究生（第二十一条）」を「第三章 研究生（第二十二条）」

第三章の二 聽講生（第二十二条）」

に改める。

第三章の次に次の二章を加える。

### 第三章の二 聽講生

第二十一条の二 聽講生は、専門課程の教科のうち、特定の科目を聴講するものとする。

2 聽講生の入学志願の手続、在学期間その他必要な事項は、校長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県立工科短期大学校授業料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎